

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下<u>この号</u>において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>2 条例第5条第2号ア(ア)に規定する規則で定める障害の程度は、<u>前項第2号</u>に規定する程度とする。</p> <p>3 条例第5条第2号ア(イ)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程度とする。</p> <p>(1) 身体障害 <u>第1項第3号ア</u>に定める程度</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者（以下「入居申込者」という。）は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>（<u>これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>2 条例第5条第2号ア(ア)に規定する規則で定める障害の程度は、<u>前項第3号</u>に規定する程度とする。</p> <p>3 条例第5条第2号ア(イ)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程度とする。</p> <p>(1) 身体障害 <u>第1項第4号ア</u>に定める程度</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者（以下「入居申込者」という。）は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

(6) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書

(7) [略]

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、県営住宅入居申込・家賃減免（敷金免除）承認申請書（様式第1号の2）に同項各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出することにより入居の申込みとともに家賃の減免又は敷金の免除に係る申請をし、その承認を得なければならない。

(1)・(2) [略]

(公開抽せん)

第3条 条例第50条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第7条第2項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営住宅抽せん券（様式第2号）を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

(老人等の要件)

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア・イ [略]

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の婦人相談所、配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する業務を行う機関により配偶者からの暴力を理由に避難していることの証明又は確認を受けている者

(4)・(5) [略]

(入居許可証)

第5条 局長は、条例第9条の規定により入居を許可した者に対し、県営住宅入居許可証（様式第3号）を交付する。

(6) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、別に定める様式による単身入居の入居者資格認定のための申立書

(7) [略]

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、県営住宅入居申込・家賃減免（敷金免除）承認申請書（様式第2号）に同項各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出することにより入居の申込みとともに家賃の減免又は敷金の免除に係る申請をし、その承認を得なければならない。

(1)・(2) [略]

(公開抽せん)

第3条 条例第50条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第7条第2項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、別に定める様式による県営住宅抽せん券を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

(老人等の要件)

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア・イ [略]

ウ 配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の女性相談支援センターその他の配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する業務を行う機関により配偶者からの暴力を理由に避難していることの証明又は確認を受けている者

(4)・(5) [略]

(入居許可証)

第5条 局長は、条例第9条の規定により入居を許可した者に対し、別に定める様式による県営住宅入居許可証を交付する

(入居の手続)

第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人を立てる場合

ア 連帯保証人が連署する県営住宅入居請書(様式第4号)を提出すること。

イ～エ [略]

(2) [略]

2・3 [略]

(連帯保証人)

第8条 [略]

2～4 [略]

5 入居者は、連帯保証人が県内で住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、県営住宅連帯保証人住所等変更届(様式第5号)に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式第6号)を所管する局長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第11条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営住宅同居承認書(様式第8号)により申請者に通知する。

(入居の承継の承認)

第11条 条例第12条第1項の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第10号)により申請者に通知する。

3 [略]

(入居の手続)

第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人を立てる場合

ア 連帯保証人が連署する県営住宅入居請書(様式第3号)を提出すること。

イ～エ [略]

(2) [略]

2・3 [略]

(連帯保証人)

第8条 [略]

2～4 [略]

5 入居者は、連帯保証人が県内で住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、別に定める様式による県営住宅連帯保証人住所等変更届に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式第4号)を所管する局長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第11条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営住宅同居承認書により申請者に通知する。

(入居の承継の承認)

第11条 条例第12条第1項の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営住宅入居承継承認書により申請者に通知する。

3 [略]

(入居者の収入申告等)

第12条 条例第14条第1項の規定による申告は、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告書(様式第11号)に市町村長の発行する所得が記載された証明書を添えて所管する局長にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者であって第2条の2第2項第1号に掲げるものは、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告・家賃減免承認申請書(様式第11号の2)に前項に規定する証明書を添えて所管する局長に提出することにより条例第14条第1項の規定による申告とともに家賃の減免に係る申請をし、その承認を得なければならない。

3 [略]

4 局長は、条例第14条第2項の規定により収入の額を認定したときは、県営住宅入居者収入認定・家賃決定通知書(様式第12号)により入居者に通知する。

5 入居者は、条例第14条第3項の規定に基づき意見を述べようとするときは、前項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に県営住宅収入(収入超過者、高額所得者)認定更正意見書(様式第13号)により所管する局長に行わなければならない。

6 局長は、前項の規定により意見を述べた者の収入の額の認定を更正したときは、県営住宅入居者収入認定更正通知書(様式第14号)により当該意見を述べた者に通知する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第14条 条例第15条の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者(第2条の2第2項又は第12条第2項の申請をした者を除く。)は、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、第2条の2第2項、第12条第2項又は前項の承認をしたときは、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書(様式第16号)により申請者に通知する。

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第15条 局長は、口座振替の方法により家賃を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る家賃について調定をしたときは、県営住宅家賃口座振替収納請求書(様式第17号)により口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

(入居者の収入申告等)

第12条 条例第14条第1項の規定による申告は、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告書(様式第7号)に市町村長の発行する所得が記載された証明書を添えて所管する局長にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者であって第2条の2第2項第1号に掲げるものは、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告・家賃減免承認申請書(様式第8号)に前項に規定する証明書を添えて所管する局長に提出することにより条例第14条第1項の規定による申告とともに家賃の減免に係る申請をし、その承認を得なければならない。

3 [略]

4 局長は、条例第14条第2項の規定により収入の額を認定したときは、別に定める様式による県営住宅入居者収入認定・家賃決定通知書により入居者に通知する。

5 入居者は、条例第14条第3項の規定に基づき意見を述べようとするときは、前項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に県営住宅収入(収入超過者、高額所得者)認定更正意見書(様式第9号)により所管する局長に行わなければならない。

6 局長は、前項の規定により意見を述べた者の収入の額の認定を更正したときは、別に定める様式による県営住宅入居者収入認定更正通知書により当該意見を述べた者に通知する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第14条 条例第15条の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者(第2条の2第2項又は第12条第2項の申請をした者を除く。)は、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第10号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、第2条の2第2項、第12条第2項又は前項の承認をしたときは、別に定める様式による県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書により申請者に通知する。

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第15条 局長は、口座振替の方法により家賃を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る家賃について調定をしたときは、別に定める様式による県営住宅家賃口座振替収納請求書により口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

3 家賃の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、様式第17号によるものとする。

(不在の届出)

第16条 条例第20条の規定による届出は、県営住宅不在届(様式第18号)により所管する局長にしなければならない。

(用途変更等の承認)

第17条 入居者は、条例第22条第1項の規定により県営住宅の用途の変更等について承認を得ようとするときは、県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書(様式第19号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認書(様式第20号)により申請者に通知する。

(収入超過者の認定等)

第18条 局長は、条例第24条第1項の規定により入居者を収入超過者として認定したときは、県営住宅収入超過者認定通知書(様式第21号)により当該入居者に通知する。

2 局長は、条例第24条第2項の規定により入居者を高額所得者として認定したときは、県営住宅高額所得者認定通知書(様式第22号)により当該入居者に通知する。

3 [略]

4 局長は、前項の規定により意見を述べた者の収入超過者又は高額所得者としての認定を更正したときは、県営住宅収入超過者(高額所得者)認定更正通知書(様式第23号)により当該意見を述べた者に通知する。

(新たに整備される県営住宅への入居)

第19条 条例第29条第1項の規定により新たに整備される県営住宅に入居しようとする入居者は、県営住宅入居申出書(様式第24号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申出により新たに整備される県営住宅への入居を決定したときは、県営住宅入居決定通知書(様式第25号)により入居者に通知する。

(県営住宅の返還等)

第21条 入居者は、県営住宅を返還しようとするときは、県営住宅返還届(様式第26号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第17条第2項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第31条第1項の規定による住宅監理員又は局長の指定する職員の検査を受けた後、県営住宅敷金還付請求書(様式第27号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 家賃の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、別に定める様式によるものとする。

(不在の届出)

第16条 条例第20条の規定による届出は、県営住宅不在届(様式第11号)により所管する局長にしなければならない。

(用途変更等の承認)

第17条 入居者は、条例第22条第1項の規定により県営住宅の用途の変更等について承認を得ようとするときは、県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認書により申請者に通知する。

(収入超過者の認定等)

第18条 局長は、条例第24条第1項の規定により入居者を収入超過者として認定したときは、別に定める様式による県営住宅収入超過者認定通知書により当該入居者に通知する。

2 局長は、条例第24条第2項の規定により入居者を高額所得者として認定したときは、別に定める様式による県営住宅高額所得者認定通知書により当該入居者に通知する。

3 [略]

4 局長は、前項の規定により意見を述べた者の収入超過者又は高額所得者としての認定を更正したときは、別に定める様式による県営住宅収入超過者(高額所得者)認定更正通知書により当該意見を述べた者に通知する。

(新たに整備される県営住宅への入居)

第19条 条例第29条第1項の規定により新たに整備される県営住宅に入居しようとする入居者は、県営住宅入居申出書(様式第13号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申出により新たに整備される県営住宅への入居を決定したときは、別に定める様式による県営住宅入居決定通知書により入居者に通知する。

(県営住宅の返還等)

第21条 入居者は、県営住宅を返還しようとするときは、県営住宅返還届(様式第14号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第17条第2項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第31条第1項の規定による住宅監理員又は局長の指定する職員の検査を受けた後、県営住宅敷金還付請求書(様式第15号)を所管する局長に提出しなければならない。

(使用の申込み)

第23条 条例第35条第1項の規定により許可を受けようとする社会福祉法人等は、県営住宅使用許可申請書(様式第29号)を所管する局長に提出しなければならない。

(使用許可証)

第24条 局長は、条例第35条第1項の規定により県営住宅の使用の許可をした社会福祉法人等に対し、県営住宅使用許可証(様式第30号)を交付する。

(利用の申込み)

第28条 条例第40条第1項の規定により許可を受けようとする者は、駐車場利用申込書(様式第31号)を所管する局長に提出しなければならない。

(公開抽せん)

第29条 指定管理者は、条例第42条第1項の規定による公開抽せんを行う場合は、利用申込者に対し、駐車場抽せん券(様式第32号)を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

(利用許可証)

第30条 局長は、条例第40条第1項の規定により駐車場の利用を許可した者に対し、駐車場利用許可証(様式第33号)を交付する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第33条 条例第45条の規定に基づき利用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、駐車場利用料減免(徴収猶予)承認申請書(様式第34号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の承認をしたときは、駐車場利用料減免(徴収猶予)承認書(様式第35号)により申請者に通知する。

(利用料口座振替納付者に係る納入通知等)

第34条 局長は、口座振替の方法により利用料を納付する旨の届出のあった者(以下「利用料口座振替納付者」という。)に係る利用料について調定をしたときは、駐車場利用料口座振替収納請求書(様式第36号)により利用料口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

3 利用料の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、様式第36号によるものとする。

(駐車場の返還)

第35条 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、駐車場

(使用の申込み)

第23条 条例第35条第1項の規定により許可を受けようとする社会福祉法人等は、県営住宅使用許可申請書(様式第16号)を所管する局長に提出しなければならない。

(使用許可証)

第24条 局長は、条例第35条第1項の規定により県営住宅の使用の許可をした社会福祉法人等に対し、別に定める様式による県営住宅使用許可証を交付する。

(利用の申込み)

第28条 条例第40条第1項の規定により許可を受けようとする者は、駐車場利用申込書(様式第17号)を所管する局長に提出しなければならない。

(公開抽せん)

第29条 指定管理者は、条例第42条第1項の規定による公開抽せんを行う場合は、利用申込者に対し、別に定める様式による駐車場抽せん券を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

(利用許可証)

第30条 局長は、条例第40条第1項の規定により駐車場の利用を許可した者に対し、別に定める様式による駐車場利用許可証を交付する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第33条 条例第45条の規定に基づき利用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、駐車場利用料減免(徴収猶予)承認申請書(様式第18号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の承認をしたときは、別に定める様式による駐車場利用料減免(徴収猶予)承認書により申請者に通知する。

(利用料口座振替納付者に係る納入通知等)

第34条 局長は、口座振替の方法により利用料を納付する旨の届出のあった者(以下「利用料口座振替納付者」という。)に係る利用料について調定をしたときは、別に定める様式による駐車場利用料口座振替収納請求書により利用料口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

3 利用料の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、別に定める様式によるものとする。

(駐車場の返還)

第35条 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、駐車場

返還届（様式第37号）を所管する局長に提出しなければならない。

別表（第1条の2関係）

区 分	措 置
条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（これにより難しい場合にあつては、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行う措置
[略]	

返還届（様式第19号）を所管する局長に提出しなければならない。

別表（第1条の2関係）

区 分	措 置
条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（これにより難しい場合にあつては、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行う措置
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号を削り、様式第1号の2を様式第2号とし、様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とし、様式第7号を様式第5号とし、様式第8号を削り、様式第9号を様式第6号とし、様式第10号を削り、様式第11号を様式第7号とし、様式第11号の2を様式第8号とし、様式第12号を削り、様式第13号を様式第9号とし、様式第14号を削り、様式第15号を様式第10号とし、様式第16号及び様式第17号を削り、様式第18号を様式第11号とし、様式第19号を様式第12号とし、様式第20号から様式第23号までを削り、様式第24号を様式第13号とし、様式第25号を削り、様式第26号を様式第14号とし、様式第27号を様式第15号とし、様式第28号を削り、様式第29号を様式第16号とし、様式第30号を削り、様式第31号を様式第17号とし、様式第32号及び様式第33号を削り、様式第34号を様式第18号とし、様式第35号及び様式第36号を削り、様式第37号を様式第19号とする。

#### 附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する抽せん券等又は提出する届について適用し、同日前に交付した抽せん券等又は提出した届については、なお従前の例による。